

交通部門が取り扱う死体に係る犯罪死見逃し防止の徹底について(通達)

令和3年2月17日付け警察庁丁交指発第7号、丁捜一発第15号
警察庁交通局交通指導課長及び警察庁刑事局捜査第一課長から警視庁
交通部長、警視庁刑事部長及び各道府県警察(方面)本部長あて

(概要)

犯罪死見逃し防止を図るため、交通警察部門と刑事警察部門の連携強化と実施すべき事項を通達するもの。

なお、指示内容の概要は、

- 犯罪性の総合的判断
- 死体取扱い時における薬毒物検査等
- 刑事警察部門と連携した死体取扱い
- 交通警察部門における捜査過程での連携

である。